

改正案	現行
<p>（特定取引勘定） 第十三条の六の三（略）</p> <p>2 前項の特定取引とは、銀行が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う取引所金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。</p> <p>一～十四（略）</p> <p>十五 法第十一条第一号に掲げる業務に係る有価証券の売買又は引受け、有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引</p> <p>十六（略） 十六（略） 三）五（略）</p>	<p>（特定取引勘定） 第十三条の六の三（略）</p> <p>2 前項の特定取引とは、銀行が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う取引所金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。</p> <p>一～十四（略）</p> <p>十五 法第十一条の規定により営むことができる業務に係る有価証券の売買又は引受け、有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引</p> <p>十六（略） 十六（略） 三）五（略）</p>

改正案	現行
<p>（定款の変更等の認可を要しない場合） 第十七条 法第三十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合</p> <p>イハ（略）</p> <p>二 法第五十三条第七項又は法第五十四条第六項の規定により行う金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務又は信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けて行う場合に限る。）</p> <p>ホト（略）</p> <p>二四（略）</p> <p>（債券の募集又は管理の受託業務等） 第五十一条 法第五十三条第八項及び令第八条の二第二項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（金庫の子会社の範囲等） 第六十四条（略）</p> <p>24（略）</p> <p>5 法第五十四条の二十一第一項第一号口又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号</p>	<p>（定款の変更等の認可を要しない場合） 第十七条 法第三十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合</p> <p>イハ（略）</p> <p>二 法第五十三条第七項又は法第五十四条第六項の規定により行う金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務</p> <p>ホト（略）</p> <p>二四（略）</p> <p>（債券の募集又は管理の受託業務等） 第五十一条 法第五十三条第八項及び令第八条の二第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（金庫の子会社の範囲等） 第六十四条（略）</p> <p>24（略）</p> <p>5 法第五十四条の二十一第一項第一号口又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号</p>

に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一〇一の三 (略)

一〇四 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十号)第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)第三条第一項第二号に掲げるものを除く。)

一〇五三十九 (略)

6
12 (略)

に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一〇一の三 (略)

一〇四 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第八項に規定する信託契約代理業(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)第三条第一項第二号に掲げるものを除く。)

一〇五三十九 (略)

6
12 (略)

金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）

改正案

1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第二項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第八十五条の五並びに第八十七条第四号（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査並びに証券取引法第九十四条の六第二項、外国証券業者に関する法律第四十二条第二項、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第四百四十五条第二項及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第十四条第四項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。

一〇十五（略）

十六 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第四十二条第五項（同法第五十一条第七項、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第二条第一項及び保険業法第九十九条第八項（同法第九十九条（同法第二百四十条第一項の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第五十八条第四項、第八十条第二項及び第一百条第二項

十六の二 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第十条第二項（同法第十六条第三項及び第五十七条第三項において準用する場合を含む。）

十七〇三十三（略）

現行

1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第二項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第八十五条の五並びに第八十七条第四号（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査並びに証券取引法第九十四条の六第二項、外国証券業者に関する法律第四十二条第二項、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第四百四十五条第二項及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第十四条第四項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。

一〇十五（略）

十六 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第四十二条第三項（同法第五十一条第七項、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第四条第一項及び保険業法第九十九条第八項（同法第九十九条（同法第二百四十条第一項の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第五十八条第二項、第八十条第二項及び第一百条第二項

（新設）

十七〇三十三（略）

2
4
(略)

2
4
(略)

中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）

改正案	現行
<p>（定款の変更の認可を要しない事項） 第二条の二 法第五十一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。 一 法第九条の八第二項第九号に掲げる事業（法第九条の九第六項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。）のうち同号に規定する募集の取扱いに関する事項 二・三（略） 四 法第九条の八第八項の規定により行う同項第一号に掲げる事業（法第九条の九第六項の規定により行う同項第三号に掲げる事業を含む。）に関する事項 四の二 法第九条の八第八項の規定により同項第二号に掲げる事業を行うとする場合（法第九条の九第六項の規定により同項第四号に掲げる事業を行うとする場合を含む。）において信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けて行うときにおけるこれらの事業に関する事項 五 法第九条の八第九項の規定により行う同項に規定する事業（法第九条の九第六項の規定により行う同項第五号に掲げる事業を含む。）に関する事項 六～十（略）</p>	<p>（定款の変更の認可を要しない事項） 第二条の二 法第五十一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。 一 法第九条の八第二項第九号に掲げる事業（法第九条の九第六項の規定により同号に掲げる事業を含む。）のうち同号に規定する募集の取扱いに関する事項 二・三（略） 四 法第九条の八第八項の規定により同項に規定する信託業務に係る事業（法第九条の九第六項の規定により同項第三号に掲げる事業を行うとするときを含む。）に関する事項（新設） 五 法第九条の八第九項の規定により同項に規定する事業（法第九条の九第六項の規定により同項第四号に掲げる事業を行うとするときを含む。）に関する事項 六～十（略）</p>

改正案	現行
<p>（業務の種類又は方法の変更の認可を要しない場合）</p> <p>第二条 法第三条第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる事項に係る業務の種類又は方法の変更をする場合とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 中小企業等協同組合法第九条の八第八項の規定により行う同項第一号に掲げる事業（同法第九条の九第六項の規定により行う同項第三号に掲げる事業を含む。）に関する事項</p> <p>四の二 中小企業等協同組合法第九条の八第八項の規定により同項第二号に掲げる事業を行おうとする場合（同法第九条の九第六項の規定により同項第四号に掲げる事業を行おうとする場合を含む。）において信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けて行うときにおけるこれらの事業に関する事項</p> <p>五 中小企業等協同組合法第九条の八第九項の規定により行う同項に規定する事業（同法第九条の九第六項の規定により行う同項第五号に掲げる事業を含む。）に関する事項</p> <p>六～九 （略）</p> <p>（信用協同組合等の子会社の範囲等）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 法第四条の二第一項第一号口又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯</p>	<p>（業務の種類又は方法の変更の認可を要しない場合）</p> <p>第二条 法第三条第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる事項に係る業務の種類又は方法の変更をする場合とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 中小企業等協同組合法第九条の八第八項の規定により同項に規定する信託業務に係る事業（同法第九条の九第六項の規定により同項第三号に掲げる事業を行おうとする場合を含む。）に関する事項</p> <p>（新設）</p> <p>五 中小企業等協同組合法第九条の八第九項の規定により同項に規定する事業（同法第九条の九第六項の規定により同項第四号に掲げる事業を行おうとする場合を含む。）に関する事項</p> <p>六～九 （略）</p> <p>（信用協同組合等の子会社の範囲等）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 法第四条の二第一項第一号口又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯</p>

する業務を除く。)とする。

一〇一の三 (略)

一〇四 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十号)第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)第三条第一項第二号に掲げるものを除く。)

一〇五三十九 (略)

6
12 (略)

する業務を除く。)とする。

一〇一の三 (略)

一〇四 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第八項に規定する信託契約代理業(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十号)第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)第三条第一項第二号に掲げるものを除く。)

一〇五三十九 (略)

6
12 (略)

内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）

改正案		現行	
別表第一（第三条関係）	別表第一（第三条関係）	別表第一（第三条関係）	別表第一（第三条関係）
（略）	（略）	（略）	（略）
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）	第二条第三項において準用する信託業法（平成十六年法律第五十四号） <u>第一百五条第二項において適用する同法第九十七条</u>	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）	第四条第三項において準用する信託業法（平成十六年法律第五十四号） <u>第一百五条において適用する同法第九十七条</u>
（略）	（略）	（略）	（略）
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）	第二十一条第三項	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）	第十条（第四号に係る部分に限る。）及び第二十条第三項
（略）	（略）	（略）	（略）
保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）	第五十二条の二十二第三項	保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）	第五十二条の十二（第四号に係る部分に限る。）及び第五十二条の二十三第三項

(略)	資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）	(略)	第六十三条第二項、第六十五条第一項において準用する会社法第三百十条第六項、第六十五条第二項及び第二百四十五条第二項において準用する同法第三百十一条第三項、第六十五条第三項において準用する同法第三百十八条第二項及び第三項、第八十六条第二項において準用する同法第三百七十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第九十九条第二項、第二百二条第四項、第二百五条第一項及び第二項、第二百二十九条第二項及び第二百四十九条第一項において準用する同法第七百三十一条第二項、第七百七十七条第三項において準用する同法第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第七百七十九条第一項において準用する同法第五百八条第一項及び第三項、第二百二条第四項（第三号に係る部分に限る。）、第二百十五条、第二百六十四条第三項及び第四項、第二百七十五条第三項（第二百七十九条第三項において準用する場合を含む。）並びに第二百八十三条第一項及び第二項
(略)	信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）	(略)	第三十九条第三項
(略)	信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）	(略)	第二十九条（第四号に係る部分に限る。）及び第三十九条第三項
(略)	資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）	(略)	第六十三条第二項、第六十五条第一項において準用する会社法第三百十条第六項、第六十五条第二項及び第二百四十五条第二項において準用する同法第三百十一条第三項、第六十五条第三項において準用する同法第三百十八条第二項及び第三項、第八十六条第二項において準用する同法第三百七十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第九十九条第二項、第二百二条第四項、第二百五条第一項及び第二項、第二百二十九条第二項及び第二百四十九条第一項において準用する同法第七百三十一条第二項、第七百七十七条第三項において準用する同法第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第七百七十九条第一項において準用する同法第五百八条第一項及び第三項、第二百二条第四項（第三号に係る部分に限る。）、第二百十五条、第二百六十四条第二項及び第三項、第二百七十五条第三項（第二百七十九条第三項において準用する場合を含む。）並びに第二百八十三条第一項及び第二項
(略)	信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）	(略)	第二十九条（第四号に係る部分に限る。）及び第三十九条第三項
(略)	信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）	(略)	第二十九条（第四号に係る部分に限る。）及び第三十九条第三項

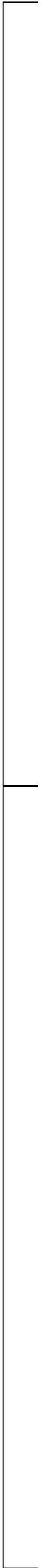
等に関する法律施行規則				
(略)	(略)			
保険業法施行規則	第五十二条の二十二第三項			
(略)	(略)			
信託業法施行規則	第三十九条第三項			
(略)	(略)			
別表第四(第八条関係)				
(略)	(略)			
(削る)	(削る)			
(略)	(略)			
(削る)	(削る)			
(略)	(略)			

等に関する法律施行規則				
(略)	(略)			
保険業法施行規則	第五十二条の十二(第四号に係る部分に限る。)			
(略)	(略)			
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則	第十条(第四号に係る部分に限る。)			
(略)	(略)			
信託業法施行規則	第二十九条(第四号に係る部分に限る。)			
(略)	(略)			
第三十九条第三項				
(略)	(略)			
別表第四(第八条関係)				
(略)	(略)			
第五十二条の十二(第四号に係る部分に限る。)				
(略)	(略)			
第五十二条の十二(第四号に係る部分に限る。)				
及び第五十二条の二十三第三項				
(略)	(略)			

資産の流動化に関する法律	<p>第五条第四項及び第十六条第六項において準用する会社法第三十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二十八条第三項及び第四十三条第三項において準用する同法第二百二十五条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六十三条第三項（第一号に係る部分に限り、第二百五十条第三項において準用する場合を含む。）、第六十五条第一項において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第六十五条第二項及び第二百四十五条第二項（第二百五十三条において準用する場合を含む。）、第三百十一条第四項、第六十五条第三項において準用する同法第三百十八條第四項（第一号に係る部分に限る。）、第八十六条第二項において準用する同法第三百七十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百七十八条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第九十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第百零五条第四項において準用する同法第四百四十二条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第百二十五条において準用する同法第六百八十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百二十九条第二項及び第二百四十九条第一項（第二百五十三条において準用する場合を含む。）において準用する同法第七百三十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第七百七十七條第三項において準用する同法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二百零四条第四項（第三号に係る部分に限る。）、第二百</p>
--------------	--

資産の流動化に関する法律	<p>第五条第四項及び第十六条第六項において準用する会社法第三十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二十八条第三項及び第四十三条第三項において準用する同法第二百二十五条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六十三条第三項（第一号に係る部分に限り、第二百五十条第三項において準用する場合を含む。）、第六十五条第一項において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第六十五条第二項及び第二百四十五条第二項（第二百五十三条において準用する場合を含む。）、第三百十一条第四項、第六十五条第三項において準用する同法第三百十八條第四項（第一号に係る部分に限る。）、第八十六条第二項において準用する同法第三百七十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百七十八条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第九十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第百零五条第四項において準用する同法第四百四十二条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第百二十五条において準用する同法第六百八十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百二十九条第二項及び第二百四十九条第一項（第二百五十三条において準用する場合を含む。）において準用する同法第七百三十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第七百七十七條第三項において準用する同法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二百零四条第四項（第三号に係る部分に限る。）、第二百</p>
--------------	--

<p>六十四条第五項、第二百七十五条第五項及び第二百七十九条第三項において準用する同法第四百四十二条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第二百六十七条第一項並びに第二百八十二条第三項</p>	<p>(略)</p>	<p>(削る)</p>	<p>六十四条第四項、第二百七十五条第五項及び第二百七十九条第三項において準用する同法第四百四十二条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第二百六十七条第一項並びに第二百八十二条第三項</p>	<p>(略)</p>	<p>信託業法施行規則 第二十九条（第四号に係る部分に限る。）</p>
<p>別表第五（第十条関係）</p>			<p>別表第五（第十条関係）</p>		
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>資産の流動化に関する法律 第十六条第六項において準用する会社法第三十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第十八条第二項において準用する同法第三十三条第六項、第三十六条第五項において準用する同法第二百七条第六項、第五十八条第二項において準用する同法第三百六条第七項、第八十一条第二項において準用する同法第三百五十八条第七項、第八十六条第二項において準用する同法第三百七十八条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第百五条第四項及び第二百六十四条第五項において準用する同法第四百四十二条第三項（第二号に係る部分に限る。）、第百七十七条第三項において準用する同法第四百九十六条第二項（第二号に係る部分に限る。）並びに第二百四十五条第二項において準用する信託法第一百条第一項及び第二項</p>	<p>資産の流動化に関する法律 第十六条第六項において準用する会社法第三十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第十八条第二項において準用する同法第三十三条第六項、第三十六条第五項において準用する同法第二百七条第六項、第五十八条第二項において準用する同法第三百六条第七項、第八十一条第二項において準用する同法第三百五十八条第七項、第八十六条第二項において準用する同法第三百七十八条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第百五条第四項及び第二百六十四条第四項において準用する同法第四百四十二条第三項（第二号に係る部分に限る。）、第百七十七条第三項において準用する同法第四百九十六条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第二百四十五条第二項において準用する同法第三百一条第一項</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>



改正案	現行
<p>（振替機関への通知事項）</p> <p>第三条 法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる振替社債の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 法第六十九条第一項第一号の振替社債（短期社債を除く。）次に掲げる事項</p> <p>イ チ（略）</p> <p>ウ 当該振替社債が会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）（第二条第三項第十七号に規定する信託社債であるときは、当該振替社債についての信託を特定するために必要な事項）</p> <p>二（略）</p> <p>2 前項（第一号及び第二号を除く。）の規定は、法第百十三条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、前項第一号中「振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「振替地方債」と、同号口中「社債管理者」とあるのは「地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の六において読み替えて準用する会社法第七百五条第一項に規定する地方債の募集又は管理の委託を受けた者」と、同号下中「会社が合同して」とあるのは「地方財政法第五条の七の規定により」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第一項（第一号ト、リ及び第二号を除く。）の規定は、法第百十五条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第一項第一号中「振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「振替投資法人債」と、同号口中「社債管理者」とあるのは「投資法人債管理者」と読み替えるものとする。</p>	<p>（振替機関への通知事項）</p> <p>第三条 法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる振替社債の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 法第六十九条第一項第一号の振替社債（短期社債を除く。）次に掲げる事項</p> <p>イ チ（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二（略）</p> <p>2 前項（第二号を除く。）の規定は、法第百十三条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、前項第一号中「振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「振替地方債」と、同号口中「社債管理者」とあるのは「地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の六において読み替えて準用する会社法第七百五条第一項に規定する地方債の募集又は管理の委託を受けた者」と、同号下中「会社が合同して」とあるのは「地方財政法第五条の七の規定により」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第一項（第一号ト及び第二号を除く。）の規定は、法第百十五条において準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第一項第一号中「振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「振替投資法人債」と、同号口中「社債管理者」とあるのは「投資法人債管理者」と読み替えるものとする。</p>

4 第一項（第一号リを除く。）の規定は、法第百十七條において準用する法第六十九條第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。

5 第一項（第一号ト及びリを除く。）の規定は、法第百十八條において準用する法第六十九條第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第一項第一号中「短期社債」とあるのは「特定短期社債」と、同号口中「社債管理者」とあるのは「特定社債管理者」と、同項第二号中「短期社債」とあるのは「特定短期社債」と、「八及びト」とあるのは「及びハ」と読み替えるものとする。

6 第一項（第一号ト及びリを除く。）の規定は、法第百二十條において準用する法第六十九條第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第一項第一号中「短期社債」とあるのは「商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三條ノ二に規定する短期商工債、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四條の四第一項に規定する短期債又は農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二條の二第一項に規定する短期農林債に表示されるべき権利」と、同号口中「社債管理者」とあるのは「特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた者」と、同項第二号中「短期社債」とあるのは「商工組合中央金庫法第三十三條ノ二に規定する短期商工債、信用金庫法第五十四條の四第一項に規定する短期債又は農林中央金庫法第六十二條の二第一項に規定する短期農林債に表示されるべき権利」と、「八及びト」とあるのは「及びハ」と読み替えるものとする。

7
9（略）
10 第一項の規定は、法第百二十七條において準用する法第六十九條第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第一項第一号中「振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「振替外債（短期外債を除く。）」と、同号口中「社債管理者」とあるのは「外国又は外国法人の発行する

4 第一項の規定は、法第百十七條において準用する法第六十九條第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。

5 第一項（第一号トを除く。）の規定は、法第百十八條において準用する法第六十九條第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第一項第一号中「短期社債」とあるのは「特定短期社債」と、同号口中「社債管理者」とあるのは「特定社債管理者」と、同項第二号中「短期社債」とあるのは「特定短期社債」と、「八及びト」とあるのは「及びハ」と読み替えるものとする。

6 第一項（第一号トを除く。）の規定は、法第百二十條において準用する法第六十九條第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第一項第一号中「短期社債」とあるのは「商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三條ノ二に規定する短期商工債、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四條の四第一項に規定する短期債又は農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二條の二第一項に規定する短期農林債に表示されるべき権利」と、同号口中「社債管理者」とあるのは「特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた者」と、同項第二号中「短期社債」とあるのは「商工組合中央金庫法第三十三條ノ二に規定する短期商工債、信用金庫法第五十四條の四第一項に規定する短期債又は農林中央金庫法第六十二條の二第一項に規定する短期農林債に表示されるべき権利」と、「八及びト」とあるのは「及びハ」と読み替えるものとする。

7
9（略）
10 第一項の規定は、法第百二十七條において準用する法第六十九條第一項第七号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第一項第一号中「振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「振替外債（短期外債を除く。）」と、同号口中「社債管理者」とあるのは「外国又は外国法人の発行する

債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた者」と、同号子中「担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定により物上担保が」とあるのは「担保が」と、「同法第二十六条各号に掲げる事項」とあるのは「当該担保に係る信託契約の受託会社の商号及び当該担保に係る信託証書の表示」と、同号リ中「会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第二条第三項第十七号に規定する信託社債」とあるのは「信託の受託者が発行する外債であつて、信託財産のために発行するもの」と、同項第二号中「振替社債（短期社債に限る。）」とあるのは「振替外債（短期外債に限る。）」と読み替えるものとする。

11 (略)

附則

(特例社債等の内容の公示)

第四条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 第三条第四項の規定は、法附則第二十九条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第四項中「第一項（第一号を除く。）の」と、「準用する。」とあるのは「第一項（第一号及び第二号を除く。）の」と、「準用する。」とあるのは「準用する。この場合において、第一項第一号中「第六十九条第一項第一号の振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「附則第二十九条第二項において準用する法附則第十七条第一項の同意に係る特例社債」と読み替えるものとする。」と読み替えるものとする。

5 第三条第五項の規定は、法附則第三十条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第五項中「第一号下及びリ」とあるのは「第一号下、リ及び第二号」と、「第一項第一号中「短期社債」とあるのは「特定短期社債」とあるのは「第一項第一号中「第六十九条第一項第一号の振替社債（短期社債を除く。）」

債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた者」と、同号子中「担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定により物上担保が」とあるのは「担保が」と、「同法第二十六条各号に掲げる事項」とあるのは「当該担保に係る信託契約の受託会社の商号及び当該担保に係る信託証書の表示」と、同項第二号中「振替社債（短期社債に限る。）」とあるのは「振替外債（短期外債に限る。）」と読み替えるものとする。

11 (略)

附則

(特例社債等の内容の公示)

第四条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 第三条第四項の規定は、法附則第二十九条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第四項中「第一項（とあるのは「第一項（第二号を除く。）の」と、「準用する。」とあるのは「準用する。この場合において、第一項第一号中「第六十九条第一項第一号の振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「附則第二十九条第二項において準用する法附則第十七条第一項の同意に係る特例社債」と読み替えるものとする。」と読み替えるものとする。

5 第三条第五項の規定は、法附則第三十条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第五項中「第一号下」とあるのは「第一号下及び第二号」と、「第一項第一号中「短期社債」とあるのは「特定短期社債」とあるのは「第一項第一号中「第六十九条第一項第一号の振替社債（短期社債を除く。）」

とあるのは「附則第三十条第二項において準用する法附則第十七条第一項の同意に係る特例特定社債」と、「、同項第二号中「短期社債」とあるのは「特定短期社債」と、「、八及びト」とあるのは「及び八」と読み替える」とあるのは「読み替える」と読み替えるものとする。

6 第三条第六項の規定は、法附則第三十一条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第六項中「第一号ト及びリ」とあるのは「第一号ト、リ及び第二号」と、「第一項第一号中「短期社債」とあるのは「商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債又は農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債に表示されるべき権利」とあるのは「第一項第一号中「第六十九条第一項第一号の振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「附則第三十一条第二項において準用する法附則第十七条第一項の同意に係る特例特別法人債」と、「、同項第二号中「短期社債」とあるのは「商工組合中央金庫法第三十三条ノ二に規定する短期商工債、信用金庫法第五十四条の四第一項に規定する短期債又は農林中央金庫法第六十二条の二第一項に規定する短期農林債に表示されるべき権利」と、「、八及びト」とあるのは「及び八」と読み替える」とあるのは「読み替える」と読み替えるものとする。

7
10 (略)

は「附則第三十条第二項において準用する法附則第十七条第一項の同意に係る特例特定社債」と、「、同項第二号中「短期社債」とあるのは「特定短期社債」と、「、八及びト」とあるのは「及び八」と読み替える」とあるのは「読み替える」と読み替えるものとする。

6 第三条第六項の規定は、法附則第三十一条第二項において準用する法附則第十七条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第三条第六項中「第一号ト」とあるのは「第一号ト及び第二号」と、「第一項第一号中「短期社債」とあるのは「商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債又は農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債に表示されるべき権利」とあるのは「第一項第一号中「第六十九条第一項第一号の振替社債（短期社債を除く。）」とあるのは「附則第三十一条第二項において準用する法附則第三十一条第一項の同意に係る特例特別法人債」と、「、同項第二号中「短期社債」とあるのは「商工組合中央金庫法第三十三条ノ二に規定する短期商工債、信用金庫法第五十四条の四第一項に規定する短期債又は農林中央金庫法第六十二条の二第一項に規定する短期農林債に表示されるべき権利」と、「、八及びト」とあるのは「及び八」と読み替える」とあるのは「読み替える」と読み替えるものとする。

7
10 (略)

改正案

現行

<p>(申立ての手続)</p> <p>第一条 信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号。以下「令」という。）第十一条第一項に規定する権利の実行の申立てをしようとする者は、様式第一による申立書に信託業法（以下「法」という。）第十一条第六項の権利（以下「権利」という。）を有することを証する書面を添えて、法第二条第二項に規定する信託会社（令第二十七条第二項に定める金融庁長官の指定するものを除く。以下同じ。）法第五十条の二第一項の登録を受けた者又は法第五十二条第一項に規定する承認事業者の場合にあつては本店等（令第十二条第一項第一号に規定する本店等という。第二条及び第十五条において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（財務支局長を含む。以下同じ。）に、令第二十七条第二項に定める金融庁長官の指定する信託会社又は法第二条第六項に規定する外国信託会社の場合にあつては金融庁長官にそれぞれ提出しなければならない。</p>	<p>(申立ての手続)</p> <p>第一条 信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号。以下「令」という。）第十一条第一項に規定する権利の実行の申立てをしようとする者は、様式第一による申立書に信託業法（以下「法」という。）第十一条第六項の権利（以下「権利」という。）を有することを証する書面を添えて、法第二条第二項に規定する信託会社（令第二十七条第二項に定める金融庁長官の指定するものを除く。以下同じ。）又は法第五十二条第一項に規定する承認事業者の場合にあつては本店等（令第十二条第一項第一号に規定する本店等という。第二条及び第十五条において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（財務支局長を含む。以下同じ。）に、令第二十七条第二項に定める金融庁長官の指定する信託会社又は法第二条第六項に規定する外国信託会社の場合にあつては金融庁長官にそれぞれ提出しなければならない。</p>
<p>(申出の手続)</p> <p>第二条 令第十一条第二項に規定する権利の申出をしようとする者は、様式第二による申出書に権利を有することを証する書面を添えて、金融庁長官又は法第二条第二項に規定する信託会社、法第五十条の二第二項の登録を受けた者若しくは法第五十二条第一項に規定する承認事業者の本店等の所在地を管轄する財務局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。</p>	<p>(申出の手続)</p> <p>第二条 令第十一条第二項に規定する権利の申出をしようとする者は、様式第二による申出書に権利を有することを証する書面を添えて、金融庁長官又は法第二条第二項に規定する信託会社若しくは法第五十二条第一項に規定する承認事業者の本店等の所在地を管轄する財務局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。</p>
<p>(仮配当表)</p> <p>第三条 令第十一条第四項の規定による権利の調査のため、金融庁長官等は、同条第二項の期間が経過した後、遅滞なく、仮配当表を作成し、これを公示し、かつ、供託者（供託者が法第十一条第四項の</p>	<p>(仮配当表)</p> <p>第三条 令第十一条第四項の規定による権利の調査のため、金融庁長官等は、同条第二項の期間が経過した後、遅滞なく、仮配当表を作成し、これを公示し、かつ、供託者（供託者が法第十一条第四項の</p>

命令により同条第三項の契約に基づき信託会社等（法第二条第二項に規定する信託会社、同条第六項に規定する外国信託会社、法第五十条の二第一項の登録を受けた者又は第五十二条第一項に規定する承認事業者をいう。以下同じ。）のために法第十一条第一項の営業保証金の全部を供託している場合にあつては、当該信託会社等を含む。次条第二項及び第七条において同じ。）に通知しなければならない。

命令により同条第三項の契約に基づき信託会社等（法第二条第二項に規定する信託会社、同条第六項に規定する外国信託会社又は第五十二条第一項に規定する承認事業者をいう。以下同じ。）のために法第十一条第一項の営業保証金の全部を供託している場合にあつては、当該信託会社等を含む。次条第二項及び第七条において同じ。）に通知しなければならない。

改正案

現行

<p>(削る)</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第一条 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号。以下「法」という。）第十八条第二項に掲げる規定の内閣府令・法務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。</p> <p>(信託証書の記載又は記録事項)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>(電子署名)</p> <p>第三条 次に掲げる規定に規定する内閣府令・法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。</p> <p>一 法第十九条第三項</p> <p>二 法第五十三条第四項</p> <p>2 (略)</p> <p>(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)</p> <p>第四条 (略)</p>	<p>(物上担保)</p> <p>第一条 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号。以下「法」という。）第四条第十五号に規定する内閣府令・法務省令で定める物上担保は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第四条第一号から第二号ノ二にまでに掲げる質以外の質譲渡担保</p> <p>二 譲渡担保</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第一条 法第十八条第二項に掲げる規定の内閣府令・法務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。</p> <p>(信託証書の記載又は記録事項)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>(電子署名)</p> <p>第四条 次に掲げる規定に規定する内閣府令・法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。</p> <p>一 法第十九条第三項</p> <p>二 法第一百一条第四項</p> <p>2 (略)</p> <p>(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)</p> <p>第五条 (略)</p>
---	--

(電磁的方法)

第五条 (略)

(社債原簿の写しの提出方法)

第六条 (略)

(電磁的方法)

第六条 (略)

(社債原簿の写しの提出方法)

第七条 (略)

改正案	現行
<p>（定款の変更等の認可を要しない場合） 第十三条 法第三十一条に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合 イハ（略） 二 法第五十八条第八項第一号若しくは法第五十八条の二第四項第一号の規定により行う金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務又は信託法（平成十八年法律第八号）第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けて行う場合に限る。） ホト（略） 二四（略） （金庫の子会社の範囲等） 第四十五条（略） 24（略） 5 法第五十八条の三第一項第一号口又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。 一の一の三（略） 一の四 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十</p>	<p>（定款の変更等の認可を要しない場合） 第十三条 法第三十一条に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合 イハ（略） 二 法第五十八条第八項又は法第五十八条の二第四項の規定により行う金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務 ホト（略） 二四（略） （金庫の子会社の範囲等） 第四十五条（略） 24（略） 5 法第五十八条の三第一項第一号口又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。 一の一の三（略） 一の四 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する</p>

一号) 第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号) 第三条第一項第二号に掲げるものを除く。)

一の五) 三十九 (略)

6 }
11 (略)

法律施行令(平成五年政令第三十一号) 第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号) 第三条第一項第二号に掲げるものを除く。)

一の五) 三十九 (略)

6 }
11 (略)

改正案	現行
<p>（加入者保護信託契約）</p> <p>第五条 法第五十六条第八号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 加入者保護信託の信託事務年度、事業報告、決算報告その他の事業の執行に関する事項</p> <p>六（略）</p> <p>七 加入者保護信託の終了に関する事項</p> <p>八（略）</p> <p>（加入者保護信託契約の認可申請等）</p> <p>第六条 振替機関は、法第五十七条の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信託管理人となるべき者及び受益者代理人となるべき者の氏名及び住所（信託管理人となるべき者又は受益者代理人となるべき者が法人である場合にあつては、その商号等）</p> <p>2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信託管理人となるべき者及び受益者代理人となるべき者の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面（信託管理人となるべき者又は受益者代理人となるべき者が法人である場合にあつては、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書）並びに就任承諾書</p> <p>四 信託が設定された当初の信託事務年度及び翌信託事務年度に係</p>	<p>（加入者保護信託契約）</p> <p>第五条 法第五十六条第八号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 加入者保護信託の事業年度、事業報告、決算報告その他の事業の執行に関する事項</p> <p>六（略）</p> <p>七 加入者保護信託契約の終了に関する事項</p> <p>八（略）</p> <p>（加入者保護信託契約の認可申請等）</p> <p>第六条 振替機関は、法第五十七条の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信託管理人となるべき者の氏名及び住所（信託管理人となるべき者が法人である場合にあつては、その商号等）</p> <p>2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信託管理人となるべき者の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面（信託管理人となるべき者が法人である場合にあつては、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書）並びに就任承諾書</p> <p>四 信託が設定された当初の事業年度及び翌事業年度に係る加入者</p>

る加入者保護信託の事業計画書並びに収支予算書

五 (略)

3 金融庁長官、法務大臣及び財務大臣は、第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、振替機関に対し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

一・二 (略)

三 加入者保護信託が信託法(平成十八年法律第百八号)第百六十三条第九号又は第百六十四条第一項の規定により終了できないものであること。

四 信託管理人、受益者代理人及び委員に対して信託財産から支払われる報酬の額がその任務の遂行のために通常必要な費用の額を超えないものであること。

五(八) (略)

九 受託者、信託管理人、受益者代理人及び委員がその事務に関して知り得た情報が適切に管理され、及び秘密を保持するために必要な措置が講じられることが確実であると認められること。

(受益者への支払)

第十条 1・2 (略)

3 前二項の規定による請求及び支払に係る加入者保護信託の受益権の行使は、加入者保護信託契約の定めるところにより、受益者代理人がすべての加入者について一括して行うものとする。

(補償対象債権に係る権利の行使)

第十二条 受託者は、法第六十条第六項の規定により取得した補償対象債権に係る権利の行使に際しては、あらかじめ受益者代理人の承諾を得るものとする。

(負担金の支払の方法)

保護信託の事業計画書並びに収支予算書

五 (略)

3 金融庁長官、法務大臣及び財務大臣は、第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、振替機関に対し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

一・二 (略)

三 加入者保護信託契約が解除できないものであること。

四 信託管理人及び委員に対して信託財産から支払われる報酬の額がその任務の遂行のために通常必要な費用の額を超えないものであること。

五(八) (略)

九 受託者、信託管理人及び委員がその事務に関して知り得た情報が適切に管理され、及び秘密を保持するために必要な措置が講じられることが確実であると認められること。

(受益者への支払)

第十条 1・2 (略)

3 前二項の規定による請求及び支払に係る加入者保護信託の受益権の行使は、加入者保護信託契約の定めるところにより、信託管理人がすべての加入者について一括して行うものとする。

(補償対象債権に係る権利の行使)

第十二条 受託者は、法第六十条第六項の規定により取得した補償対象債権に係る権利の行使に際しては、あらかじめ信託管理人の承諾を得るものとする。

(負担金の支払の方法)

第十三条 振替機関は、信託事務年度ごとに、その業務規程の定めるところにより、当該振替機関及びその下位機関である口座管理機関（法第四十四条第一項第十五号に掲げるものを除く。以下この条及び次条において「振替機関等」という。）のそれぞれが法第六十三条第一項の規定に基づき負担すべき負担金の額、支払期限及び支払方法を定め、これを当該口座管理機関に周知しなければならない。

第十三条 振替機関は、事業年度ごとに、その業務規程の定めるところにより、当該振替機関及びその下位機関である口座管理機関（法第四十四条第一項第十五号に掲げるものを除く。以下この条及び次条において「振替機関等」という。）のそれぞれが法第六十三条第一項の規定に基づき負担すべき負担金の額、支払期限及び支払方法を定め、これを当該口座管理機関に周知しなければならない。

（事業概要報告書の提出）

（事業概要報告書の提出）

第十五条 受託者は、毎信託事務年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

第十五条 受託者は、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一 当該信託事務年度の事業概要報告書
- 二 当該信託事務年度の収支決算書
- 三 当該信託事務年度末の財産目録

- 一 当該事業年度の事業概要報告書
- 二 当該事業年度の収支決算書
- 三 当該事業年度末の財産目録

（公告）

（公告）

第十六条 受託者は、法第六十五条において準用する公益信託二関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第四條第二項の規定により、前条の書類の提出をした後、遅滞なく、前信託事務年度の信託事務及び信託財産の状況を公告しなければならない。

第十六条 受託者は、法第六十五条において準用する信託法（大正十一年法律第六十二号）第六十九條第二項の規定により、前条の書類の提出をした後遅滞なく、前事業年度の信託事務及び信託財産の状況を公告しなければならない。

（信託の変更に係る書類の提出）

（信託条項の変更の申立て）

第十七条 振替機関は、加入者保護信託について法第六十五条において準用する公益信託二関スル法律第五條第一項の特別の事情が生じたと認めるときは、申立書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

第十七条 振替機関は、加入者保護信託について法第六十五条において準用する信託法第七十條の規定による信託条項の変更を申し立てようとするときは、申立書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一 （略）
- 二 信託の変更案及び新旧対照表

- 一 （略）
- 二 信託条項の変更案及び新旧対照表

(信託の変更の許可の申請)

第十八条 振替機関は、加入者保護信託について法第六十五条において準用する公益信託二関スル法律第六条の規定による信託の変更の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 信託の変更の根拠となる信託法の規定(信託法第四百九条第四項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類

三 信託の変更案及び新旧対照表

2 前項の場合において、当該加入者保護信託の事業内容の変更が必要と認められるときは、同項各号に掲げる書類のほか、信託の変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければならない。

(受託者の辞任の許可の申請)

第十九条 受託者は、法第六十五条において準用する公益信託二関スル法律第七条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 信託事務の処理の状況並びに信託財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

三 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

(検査役の選任の申請)

第二十条 信託管理人又は受益者代理人は、信託法第四十六条第一項及び法第六十五条において準用する公益信託二関スル法律第八条の規定により検査役の選任を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

(新設)

(受託者の辞任の許可の申請)

第十八条 受託者は、法第六十五条において準用する信託法第七十一条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 信託事務及び信託財産の状況を記載した書類

三 新受託者の選任に関する意見を記載した書類

(新設)

- 一 理由書
- 二 検査役の選任に関する意見を記載した書類

(削る)

(受託者の解任の申請)
 第二十一条 振替機関、信託管理人又は受益者代理人は、信託法第五十八条第四項及び法第六十五条において準用する公益信託二関スル法律第八条の規定により受託者の解任を申請しようとするときは、申請書に理由書を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

(新たな受託者の選任の申請)
 第二十二條 利害関係人は、信託法第六十二条第四項及び法第六十五条において準用する公益信託二関スル法律第八条の規定により新たな受託者の選任を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。
 一 受託者の任務終了の事由を記載した書類
 二 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類
 三 新たな受託者となるべき信託会社等の商号等を記載した書類、

(受託者の信託財産の取得の許可の申請)
 第十九条 受託者は、信託法第二十二條第一項ただし書及び法第六十五条において準用する信託法第七十二条の規定により信託財産の取得の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。
 一 理由書
 二 固有財産となるべきもの又は取得しようとする権利の種類及び総額を記載した書類
 三 固有財産となるべきもの又は取得しようとする権利の価格を証する書類

(受託者の解任の請求)
 第二十条 委託者又は信託管理人は、信託法第四十七条及び法第六十五条において準用する信託法第七十二条の規定により受託者の解任を請求しようとするときは、申請書に理由書を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

(新受託者の選任の請求)
 第二十一条 利害関係人は、信託法第四十九条第一項及び法第六十五条において準用する信託法第七十二条の規定により新受託者の選任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。
 一 受託者の任務終了の理由を記載した書類
 二 新受託者の選任に関する意見を記載した書類
 三 新受託者となるべき信託会社等の商号等を記載した書類、定款

定款、登記事項証明書及び就任承諾書

及び就任承諾書

(信託財産管理命令の申請)

第二十三条 利害関係人は、信託法第六十三条第一項及び法第六十五

条において準用する公益信託二関スル法律第八条の規定により信託財産管理者による管理を命ずる処分(以下「信託財産管理命令」という。)の申請をしようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一 受託者の任務終了の事由を記載した書類
- 二 理由書
- 三 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

(保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

第二十四条 信託財産管理者は、信託法第六十六条第四項及び法第六十五条において準用する公益信託二関スル法律第八条の規定による許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 許可を受けようとする行為の概要

(信託財産管理者の辞任の許可の申請)

第二十五条 信託財産管理者は、信託法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び法第六十五条において準用する公益信託二関スル法律第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 信託事務の処理の状況並びに信託財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

(新設)

(新設)

(新設)

三 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

(信託財産管理者の解任の申請)

第二十六条 振替機関、信託管理人又は受益者代理人は、信託法第七十条において準用する同法第五十八条第四項及び法第六十五条において準用する公益信託二関スル法律第八条の規定により信託財産管理者の解任を申請しようとするときは、申請書に理由書を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

(信託管理人の辞任の許可の申請)

第二十七条 信託管理人は、信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十七条第二項及び法第六十五条において準用する公益信託二関スル法律第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 信託事務の処理の状況並びに信託財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

三 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(信託管理人の解任の申請)

第二十八条 振替機関又は他の信託管理人は、信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十八条第四項及び法第六十五条において準用する公益信託二関スル法律第八条の規定により信託管理人の解任を申請しようとするときは、申請書に理由書を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

(新たな信託管理人の選任の申請)

第二十九条 利害関係人は、信託法第二百二十九条第一項において準用する同法第六十二条第四項及び法第六十五条において準用する公益信託二関スル法律第八条の規定により新たな信託管理人の選任を申

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類
- 二 新たな信託管理人となるべき者の氏名及び住所（新たな信託管理人となるべき者が法人である場合にあつては、その商号等）
- 三 新たな信託管理人となるべき者の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面（新たな信託管理人となるべき者が法人である場合にあつては、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書）並びに就任承諾書

（受益者代理人の辞任の許可の申請）

第三十条 受益者代理人は、信託法第百四十一条第二項において準用する同法第五十七条第二項及び法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 信託事務の処理の状況並びに信託財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 三 新たな受益者代理人の選任に関する意見を記載した書類

（受益者代理人の解任の申請）

第三十一条 振替機関又は他の受益者代理人は、信託法第百四十一条第二項において準用する同法第五十八条第四項及び法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第八条の規定により受益者代理人の解任を申請しようとするときは、申請書に理由書を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

（新たな受益者代理人の選任の申請）

第三十二条 利害関係人は、信託法第百四十二条第一項において読み替えて準用する同法第六十二条第四項及び法第六十五条において準

（新設）

（新設）

（新設）

用する公益信託ニ関スル法律第八条の規定により新たな受益者代理人の選任を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一 受益者代理人の任務終了の事由を記載した書類

二 新たな受益者代理人となるべき者の氏名及び住所（新たな受益者代理人となるべき者が法人である場合にあつては、その商号等）

三 新たな受益者代理人となるべき者の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面（新たな受益者代理人となるべき者が法人である場合にあつては、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書）並びに就任承諾書

（届出事項）

第三十三条 受託者は、委託者若しくは受託者の商号等又は信託管理人、受益者代理人若しくは委員の氏名、住所若しくは職業（信託管理人又は受益者代理人が法人である場合にあつては、その商号等又は主たる業務）に変更があつたときは、遅滞なく、変更の内容及び変更年月日を記載した届出書に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一 委託者、受託者、信託管理人又は受益者代理人の商号等の変更
当該委託者、受託者、信託管理人又は受益者代理人の登記事項証明書

二 信託管理人、受益者代理人又は委員の氏名又は住所の変更
当該信託管理人、受益者代理人又は委員の住民票の抄本若しくはこれに代わる書面

三 信託管理人、受益者代理人又は委員の職業（信託管理人又は受益者代理人が法人である場合にあつては、主たる業務）の変更
当該信託管理人、受益者代理人又は委員の履歴書（信託管理人又は受益者代理人が法人である場合にあつては、その定款又は寄附

（届出事項）

第二十一条 受託者は、委託者若しくは受託者の商号等又は信託管理人若しくは委員の氏名、住所若しくは職業（信託管理人が法人である場合にあつては、その商号等又は主たる業務）に変更があつたときは、遅滞なく、変更の内容及び変更年月日を記載した届出書に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一 委託者、受託者又は信託管理人の商号等の変更
当該委託者、受託者又は信託管理人の登記事項証明書

二 信託管理人又は委員の氏名若しくは住所の変更
当該信託管理人又は委員の住民票の抄本若しくはこれに代わる書面

三 信託管理人又は委員の職業（信託管理人が法人である場合にあつては、主たる業務）の変更
当該信託管理人又は委員の履歴書（信託管理人が法人である場合にあつては、その定款又は寄附行為）

行為)

(書類及び帳簿の備付け)

第三十四条 受託者は、加入者保護信託に係る事務を行う事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 信託管理人、受益者代理人及び委員の氏名を記載した書類並びに履歴書(信託管理人又は受益者代理人が法人である場合にあっては、その商号等を記載した書類及び定款又は寄附行為)
- 四七 (略)

(加入者保護信託の清算の終了の報告等)

第三十五条 受託者は、加入者保護信託が終了したときは、終了後一月以内に、信託の終了事由を記載した書類を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

2 受託者は、加入者保護信託の清算が終了したときは、清算終了後一月以内に、信託清算終了報告書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 信託事務の最終計算書及び附属書類
- 三 残余財産の処分に関する書類

(標準処理期間)

第三十六条 金融庁長官、法務大臣及び財務大臣は、次の各号に掲げる申請があつた場合は、一月以内に当該申請に対する処分をするように努めるものとする。

- 一 法第十七条(加入者保護信託に関する事項に限る。)、法第五十五条第二項及び法第五十七条の認可に関する申請
- 二 法第六十五条において準用する公益信託二関スル法律第六条の許可に関する申請
- 三 法第六十五条において準用する公益信託二関スル法律第七条の

(書類及び帳簿の備付け)

第二十三条 受託者は、加入者保護信託に係る事務を行う事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 信託管理人及び委員の氏名を記載した書類並びに履歴書(信託管理人が法人である場合にあっては、その商号等を記載した書類及び定款又は寄附行為)
- 四七 (略)

(加入者保護信託の終了の報告)

第二十四条 受託者は、加入者保護信託が終了したときは、終了後一月以内に、信託終了報告書に次に掲げる書類を添えて、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 信託事務の最終計算書及び附属書類
- 三 残余財産の処分に関する書類

(標準処理期間)

第二十五条 金融庁長官、法務大臣及び財務大臣は、法第十七条(加入者保護信託に関する事項に限る。)、法第五十五条第二項及び法第五十七条の認可並びに法第六十五条において準用する信託法第七十一条並びに同法第七十二条第一項ただし書及び法第六十五条において準用する信託法第七十一条の許可に関する申請があつた場合は、一月以内に当該申請に対する処分をするように努めるものとする。

許可に関する申請

四 信託法第六十六条第四項、信託法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項、信託法第二百二十八条第二項において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び信託法第四百十一条第二項において準用する同法第五十七条第二項並びに法第六十五条において準用する公益信託ニ関スル法律第八条の許可に関する申請

2

(略)

2

(略)